



ファーストケアから重要なお知らせ

## ファーストケア Ver.7 施設版

### 令和3年度介護報酬改定について (Vol.2)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月5日に厚生労働省より（案）付ではございますが、全てのサービスコードと単位数が公表されました。これを受けて特養版・老健版・小特版・グループホーム版・特定施設版・地域密着型特定施設版・介護医療院版につきまして、（案）付の単位数で令和3年度介護報酬改定版の提供を開始します。確定版のご提供は4月末を予定しております。

#### 【ファーストケア施設版令和3年度介護報酬改定対応バージョン】

特養版・老健版・小特版・グループホーム版・特定施設版・地域密着型特定施設版・介護医療院版とも

**V7.1.500**

#### 【バージョンアップ手順】

全てのパソコンでファーストケアを終了し、親機でバージョンアップをしてください。

子機でもバージョンアップできますが、通信速度によりエラーになる場合があります。

特に親機のある事務所以外の場所でファーストケアをご利用の場合は、必ず親機でバージョンアップをしてください。

親機でバージョンアップ後、子機でファーストケアへログインすると同期取りが行われます。

※親機がクラウドサーバーの場合は、クラウドサーバーを管理するシステム管理者へご相談ください。

①通常の自動バージョンアップにて、バージョンアップします。

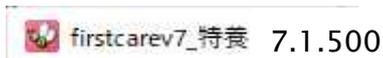
- 全ての子機でファーストケアを終了します。
- 親機で、システム管理者ユーザでファーストケアにログインします。  
システム管理者ユーザは、ファーストケアログイン画面でユーザ名の[再取得]をクリックすると表示される職員選択リストの一番上に表示されるユーザです。
- 自動バージョンアップのメッセージが表示されたら、[OK]をクリックします。



続けて表示されるメッセージで[ダウンロード開始]をクリックします。

その後に表示されるメッセージは[更新開始]→[はい]→[OK]をクリックして進めてください。

- ファーストケアのお知らせ画面が表示されたら画面左上に表示されているバージョンが7.1.500と表示されていることをご確認ください。



※特養の文字は、老健、GH、  
特定施設、小特、地特と変わります。

②システム管理者でログインしても自動バージョンアップのメッセージが表示されない場合は、次の手順でバージョンアップしてください。

- ・システム管理者ユーザでファーストケアにログインします。  
システム管理者ユーザは、ファーストケアログイン画面でユーザ名の「再取得」をクリックすると表示される職員選択リストの一番上に表示されるユーザです。
- ・「<<維持管理>>」をクリックして、維持管理画面を開きます。
- ・右下に表示されている「最新版自動ダウンロードの設定」チェックボックスをクリックしてチェックを外し、再度チェックをつけます。もともとチェックが入っていない場合は、チェックをつけます。

ファーストケアを最新版に保つには「自動ダウンロード」をお勧めします。

最新版自動ダウンロードの設定

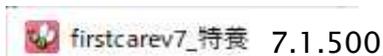
ログイン時に最新バージョンの自動ダウンロードを行う。

「最新にバージョンアップ可能かどうかを、今すぐサーバーに確認しますか?」は、[はい]をクリックします。

続けて表示されるメッセージで[ダウンロード開始]をクリックします。

その後に表示されるメッセージは[更新開始]→[はい]→[OK]とクリックして進めてください。

- ・ファーストケアのお知らせ画面が表示されたら画面左上に表示されているバージョンが7.1.500と表示されていることをご確認ください。



※特養の文字は、老健、GH、  
特定施設、小特、地特と変わります。

③インターネットに接続していないパソコンや①、②の手順でエラーになる場合は、ユーザーサポート情報サイトからインストーラをダウンロードして、バージョンアップします。このバージョンアップは子機のファーストケアとプログラムの同期取りを行いません。そのため、すべての子機で同じ手順でバージョンアップが必要です。

[添付1「インターネットに接続していないパソコンのインストール手順書」](#)をご確認ください。

## 【ファーストケア施設版 V7.1.500 の制限事項について】

- ①国保連請求、利用者請求、売掛入金管理、売上情報 CSV 出力 (TMS アップロード)、請求履歴一覧は令和3年4月以降の操作はできません。4月末にご提供するバージョンで操作が可能になる予定です。
- ②<<実績管理>>月間個人実績>[加算情報の登録]画面で設定する加算や給付費明細書摘要欄記載項目は令和3年4月度制度改正に未対応です。4月末にご提供するバージョンで対応いたします。
  - \*特養・小特版 … 看取り介護加算 (I) (1)、(II) (1)、
  - \*老健版 … ターミナルケア加算 1 1、かかりつけ医連携薬剤調整加算表記
  - \*グループホーム版 … 看取り介護加算 1
  - \*特定施設・地域密着型特定施設版 … 看取り介護加算 I (1)、II
  - \*医療院版 … 特別診療費の新区分 (褥瘡対策指導管理、薬剤管理指導情報活用加算、他)
- ③サービス提供票別表は新しい様式例が公開されましたが、居宅支援事業所向け項目のため、施設版では対応いたしません。
- ④改正項目である加算の算定要件等について解釈が明確ではないものがあります。そのためファーストケア

V7.1.500 では事業所情報や各スケジュール登録時のエラーチェックを厳密には行っておりません。登録時には算定要件に合致しているか、ほかの加算との相互関係で矛盾がないかなど、ご担当者様にて十分ご確認ください。今後、厚生労働省から発信されるQ&Aや補足説明で解釈が明確になったら、順次ファーストケアに反映していく予定です。

⑤LIFEとの連携については、ベンダー（弊社）とLIFE（厚生労働省）の連携テストが当初の予定より遅れて開始されております。各ベンダーが疑義を取りまとめて厚生労働省に照会していますが、回答が保留されているものも数多くあります。また、公開されている資料の中には矛盾した記載も散見します。

今後、Q&Aや解釈説明などが厚生労働省から発信されると、現時点でご提供する機能の解釈変わる可能性がございます。解釈違いは順次修正対応していきますが、入力していただいた内容の変更など事業所様への影響も想定されます。あらかじめご了承ください。

なお、ファーストケアV7.1.500では一部の情報入力機能のご提供になります。詳細は[添付2「施設版 科学的介護情報システム（LIFE）連携について」](#) をご確認ください。

### 【ファーストケアの設定変更】

介護報酬改定版V7.1.500にバージョンアップ後、令和3年度介護報酬改定版としてご利用いただくために、以下の順にファーストケアの設定を行います。設定変更が終わるまで令和3年4月以降のスケジュールを作成しないでください。設定前にスケジュールを作成すると、サービスコードや加算が正しく複写されません。ご注意ください。

1. <<実績管理>><<一覧表示>>[実績一括月展開]もしくは[月間個人実績]画面で**3月の実績**を作成します。
2. <<各種登録情報>>事業所情報にて、令和3年4月以降の加算を設定します。
3. <<施設利用管理>>入居（入所）期間管理>[部屋予約]にて、個人毎の加算を設定します。
4. <<実績管理>><<一覧表示>>[実績一括月展開]もしくは[月間個人実績]画面で**4月の実績**を作成します。
5. <<実績管理>>月間個人予定・月間個人実績でバージョンアップ前に作成したスケジュールの加算等を確認・修正します。

各項目の変更手順を、以下でご案内します。

1. ~~3月の実績を展開します~~ <<実績管理>><<一覧表示>>[実績一括月展開]もしくは[月間個人実績] ~~すでに展開している場合は、再展開する必要はありません。次のステップへお進みください。~~

**3月ご利用分は過去月のため、現在は再展開しないでください。**

2. 令和3年4月以降の事業所情報を設定します <<各種登録情報>>事業所情報>

令和3年3月までの地域区分や加算情報とは別に令和3年4月以降の情報を設定するため、**事業所情報の履歴管理**を行うようになりました。令和3年3月までの事業所情報設定値とは別に、**全ての事業所様で令和3年4月からの事業所情報設定値の登録が必要です。**

令和3年4月からの事業所情報を設定しても、**3月の国保連請求には影響しません。**ご安心ください。

事業所情報はスケジュール作成のもとになる情報です。**令和3年4月の実績作成前に設定値を見直してください。**

## 【新しい事業所情報画面の操作方法】

画面イメージは特養版ですが、他のサービスも操作は同じです。

<<各種登録情報>>事業所情報をクリックし、事業所情報画面を表示します。

## ■事業所情報を設定します

①事業所情報が選択されていることを確認します。

②この事業所で登録されている地域区分など／保険外サービス／詳細情報のタブを切り替えて、必要な項目を設定します。

令和3年4月から地域区分が変わる場合は、「適用開始日の追加」ボタンをクリックして、地域区分設定を追加します。

適用開始日、地域区分を選択して「登録」ボタンをクリックしてください。

令和3年4月からの地域区分はこちら↓でご確認ください。

参考：[添付3 令和3年から令和5年までの間の地域区分の適用地域](#)

## ■事業所体制値を設定します

①[事業所体制値]をクリックします。

②サービス種類を表示します。クリックすると、下段に体制値情報が表示されます(③)。

③適用開始日に「令和03年04月01日」が選択されていることを確認します。令和3年4月度介護報酬改定に基づく体制値情報が表示されます。適用開始日が「平成30年04月01日」を選択すると、3月までの体制値情報が表示されます。適用開始日が「令和03年04月01日」の体制値情報は次のように初期設定されています。

\*4月以降も3月と算定要件が変わらない加算は、令和3年3月時点の体制値を初期表示します。

\*4月以降、算定要件が変わる加算でも新加算の設定値が明確に判断できる場合は、新加算の設定値を初期表示します。

例えば、サービス提供体制強化加算「加算Ⅰイ」を算定している事業所は、4月以降はサービス提供体制強化加算「加算Ⅱ」を初期表示します。「加算Ⅰイ」以外を算定している場合は、4月以降は初期表示しません。

\*4月以降、算定要件が変わり、新加算の設定値が判断できないものや新設の加算は初期表示しません。

例えば、科学的介護推進体制加算の初期表示はありません。

介護報酬を請求する元となるスケジュール作成時に参照する重要な設定です。既存の加算、新設の加算に係らず、すべての項目が正しい設定になっているかご確認ください。右端にスクロールバーが表示されている場合は、下部にも項目があります。スクロールバーを移動して下部の項目も設定してください。

注：体制値の設定は、サービス種類毎に行います。②の行選択、③体制値の設定は、全てのサービス種類に対して実施してください。

注：LIFEと連携する場合は、【LIFEへの登録】は「2.あり」を選択してください。

注：特養、老健、小特、医療院の場合、施設等の区分も履歴管理ができるようになりました。同じ事業所番号で従来型とユニット型サービスを行っている、基本型から在宅強化型に変わった等の場合は、ヘルプデスクへお問い合わせください。

3. 利用者毎の加算情報を設定します <<施設利用管理>>入居（入所）期間管理>>[部屋予約]

- ①<<入居（入所）期間管理>>画面で、お一人ずつ部屋予約バーをダブルクリックして、部屋予約画面を表示します。
- ②<<部屋予約>>画面で利用者が算定する新しい加算、算定要件が変わった加算を設定します。変わらない加算の設定値を変更しないようご注意ください。

注：部屋予約での設定値に基づき、実績スケジュールを展開します。ご利用者様全員の利用者個別加算を必ずご確認ください。

4. 4月の実績スケジュールを展開します <<実績管理>>一覧表示>>[実績一括月展開]もしくは[月間個人実績]

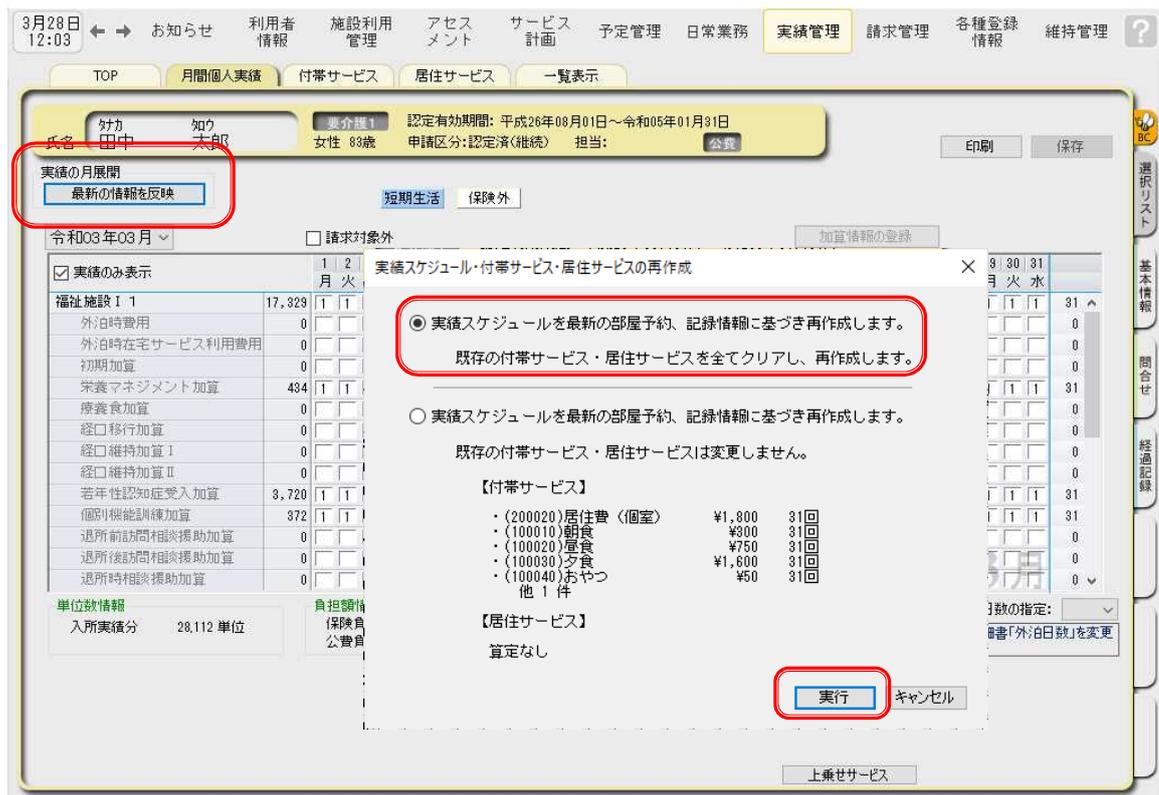
事業所情報、部屋予約で加算の確認と設定が終わったら、4月の実績スケジュールを展開します。

5. 展開した実績スケジュールの加算等を確認・修正します <<実績管理>>月間個人実績>>

展開した実績スケジュールで4月以降の加算が正しく算定されているか、確認します。間違っている場合は、部屋予約の利用者個別加算を修正し、[最新の情報を反映]で再展開します。

[最新の情報を反映]をクリックすると、選択画面が表示されます。ラジオボタンを上の「実績スケジュールを最新の部屋予約、記録情報に基づき、再作成します。既存の付帯サービス・居住サービスを全てクリアし、再作成します。」に付け替え、[実行]ボタンをクリックしてください。

展開後、再度加算が正しく算定されているか、確認します。



## 【V7.1.500 そのほかの新機能、変更点】

- ①画面上部の機能ボタンに「アセスメント」が追加されました。これまで「サービス計画」の中にあつた「アセスメント」タブ・「主治医意見書」タブは、「アセスメント」の中に移動しました。また LIFE 関連機能も「アセスメント」の中に配置します。

## 【今後のリリース予定】

令和3年4月末 ファーストケア施設版 令和3年度介護報酬改定対応 確定版

特養版・老健版・小特版・グループホーム版・特定施設版・地域密着型特定施設版・介護医療院版

※国保連請求・利用者請求・他請求管理・LIFE 取り込み用データ出力機能を含む